

法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正について

平成27年4月1日以後に開始する事業年度について、法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」が改正されました。

1 法人県民税均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」

【改正前】法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額

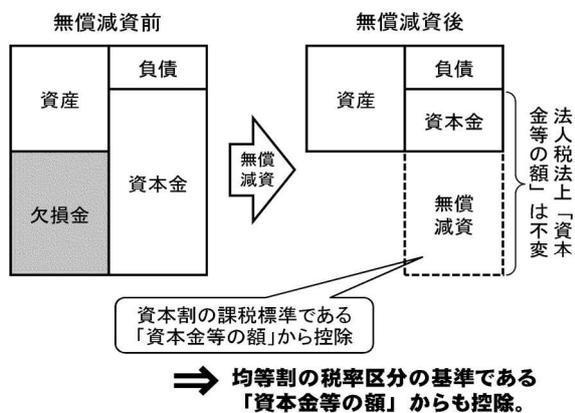


【改正後】法人税法に定める資本金等の額又は連結個別資本金等の額
(ただし、無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合には、それらの額を調整後の額)

2 「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の額」との比較

上記1により算定した資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の合計額又は出資金の額に満たない場合、均等割の税率区分の基準となる資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合計額又は出資金の額となります。

【上記1のイメージ】



【上記2のイメージ】

